

令和8年度とっとり消費者大学（啓発講座への講師派遣） 実施要項

1 目的

鳥取県消費者教育推進計画に基づき、学校、家庭、職域、地域等の様々な場を活用して県民のライフステージに応じた消費者教育を推進するため、消費者問題に精通した講師を啓発講座に派遣し、県民が消費生活に必要な知識を身に付けられる機会を提供する。

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 実施場所

講座実施希望者が用意する施設

4 講師

鳥取県消費生活センターの各相談室に勤務する消費生活相談員等

5 対象とする講座

原則、複数の県内市町村からの受講者が見込まれる講座

※単一の県内市町村からの受講者に限定される場合は、当該市町村の消費者行政担当課又はNPO法人コンシューマーズサポート鳥取に講座の実施を依頼すること。

※消費生活上配慮を要する方の見守りを行う団体等からの申込みの場合は、単一の県内市町村からの受講者に限定される場合であっても講座を実施できる。

6 内容

消費生活に必要な知識（消費者契約に関する知識、消費者トラブルへの対応等）

（例）

- ・高齢者・障がい者を取り巻く消費者トラブル
- ・若年者を取り巻く消費者トラブル
- ・インターネット取引・SNSをきっかけにした取引に関する消費者トラブル
- ・製品安全に関する消費者トラブル
- ・思いやり消費（エシカル消費）の普及に向けて

7 実施申込

講座実施希望者は、**実施希望日の40日前までに**申込書（別紙）に必要事項を記入し、県消費生活センターに電子メール又は郵送で申し込むこと。

8 費用負担

講師の派遣に係る費用（謝金及び旅費）は、県が負担する。

9 留意事項

- ・講師の都合等により希望日時に添えない場合がある。
- ・講座のテーマや内容の詳細については講師と調整を行うこと。
- ・講座実施希望者は、県が実施する受講者アンケートに協力すること。
- ・提出された申込書の記載内容はNPO法人コンシューマーズサポート鳥取にも共有される。
- ・予算上限額に達した場合、2の実施期間中でも申込みの受付を終了する場合がある。